

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成22年度
計画変更年度	平成24年度
計画変更年度	平成28年度
計画変更年度	平成29年度
計画変更年度	令和元年度
計画変更年度	令和2年度
計画主体	大阪府 熊取町

## 熊取町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 住民部産業振興課  
所在地 〒590-0495 泉南郡熊取町野田1丁目1番1号  
電話番号 072-452-6050  
FAX番号 072-452-7103  
メールアドレス sangyou@town.kumatori.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ
計画期間	令和元年度～令和3年度
対象地域	熊取町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

	鳥獣の種類	被害の現状	
		品目等	被害数値
平成30年度	イノシシ	水稻、イモ類、筍等、 畔の破壊、踏み荒らし等	被害面積 1.4ha 被害金額 1,722千円
	アライグマ	野菜類	被害面積 0.2ha 被害金額 1,062千円

(2) 被害の傾向

近年、熊取町の鳥獣被害は増加傾向で、イノシシにおいては、生息区域がここ数年で奥山から中山間部及び住宅地に近い里山まで拡大している。

水稻、イモ類、筍等の農作物への被害に加えて、畔の破壊、踏み荒らし等の農地への被害もみられる。

アライグマは町内全域に生息し、得に春から夏にかけて農地に出没し、野菜類の被害がみられる。

また、民家では年間を通して出没するなど、被害地が拡大傾向にあり、早急な対策が望まれる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和3年度）
農作業被害額	2,784千円	2,088千円
被害面積	1.6ha	1.2ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	(イノシシ) ・熊取猟友会の協力による有害鳥獣捕獲 (アライグマ) ・捕獲檻の貸し出し	(イノシシ) ・猟友会会員の高齢化により担い手が減少傾向にある。また、被害箇所を広域化により会員の負担が増加している。
防護柵の設置等に関する取組	・平成24年度より熊取町農作物鳥獣被害防除事業を実施し、農業実行組合に対し、電気柵、アライグマ捕獲檻の補助を実施。	・個別柵による対策だけでは被害を抑えることが難しい。地域全域での設置を併用し、並行しての防除がのぞまれる。 ・放置森林や遊休農地の適正管理。

(5) 今後の取組方針

熊取町における被害軽減のためには、効率的な捕獲対策の実施、防護柵の設置による農作物の保護、餌場や棲家となる環境を作らない地域全体としての取り組みを進める必要がある。このため、下記のとおり進める。

- ・平成24年度より実施している熊取町農作物鳥獣被害防除事業を継続するとともに、その他有効な被害対策を模索、検討する。
- ・平成29年度より新たに設立した熊取町鳥獣被害防止対策協議会にて、鳥獣被害防止総合対策事業と鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等の国費を伴う事業を実施し、町と役割を分担しながら効率的な被害防止への取り組みに努める。
- ・行政や農家、猟友会との連携を密にした有害鳥獣捕獲対策への取組み実施
- ・農家等が地域住民一人一人の被害対策への意識を高め、餌場の除去ややむをえず遊休化している農地等の刈払いによる緩衝帯の設置等の取り組みの実施。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、熊取猟友会を中心に、わなによる捕獲を継続するとともに、猟友会と地元農業者が連携を取り合える体制を図っていく。  
アライグマについては、捕獲檻を農業者に貸し出し捕獲を行っている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和元～ 3年度	イノシシ	・捕獲檻の購入。 ・捕獲従事者の増員、育成対策を講じる。
令和元～ 3年度	アライグマ	・捕獲檻の貸し出しを継続する。 ・檻の維持管理を行い、被害増大に伴い、増設を検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>(イノシシ) 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）及び捕獲実績を踏まえ、適正な捕獲を実施する。 捕獲実績：28年度82頭 29年度134頭 30年度115頭</p> <p>(アライグマ) 第3期大阪府アライグマ防除実施計画及び捕獲実績に基づき、年間を通じて捕獲檻を貸出し、捕獲を実施する。 また、有害鳥獣捕獲の実施を検討する。 捕獲実績：28年度52頭 29年度69頭 30年度68頭</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	元年度	2年度	3年度
イノシシ	150頭	170頭	170頭
アライグマ	80頭	80頭	80頭

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては、山林及び農地周辺に箱わな・くくりわなを設置し、通年で有害鳥獣捕獲を行う。</p> <p>アライグマについては、農家等へ捕獲檻の貸出し及び捕獲指導を実施し、通年で有害鳥獣捕獲の実施を検討する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
鳥獣被害対策実施隊員がないため、該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
熊取町 (平成19年4月権限委譲済み)	対象狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、ニホンザル、イタチ(メス)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	元年度	2年度	3年度
イノシシ アライグマ	電気柵延長 1,900m 受益面積 1.3ha	電気柵延長 1,800m 受益面積 1.2ha	電気柵延長 1,700m 受益面積 1.1ha

(2) その他被害防止に関する取組

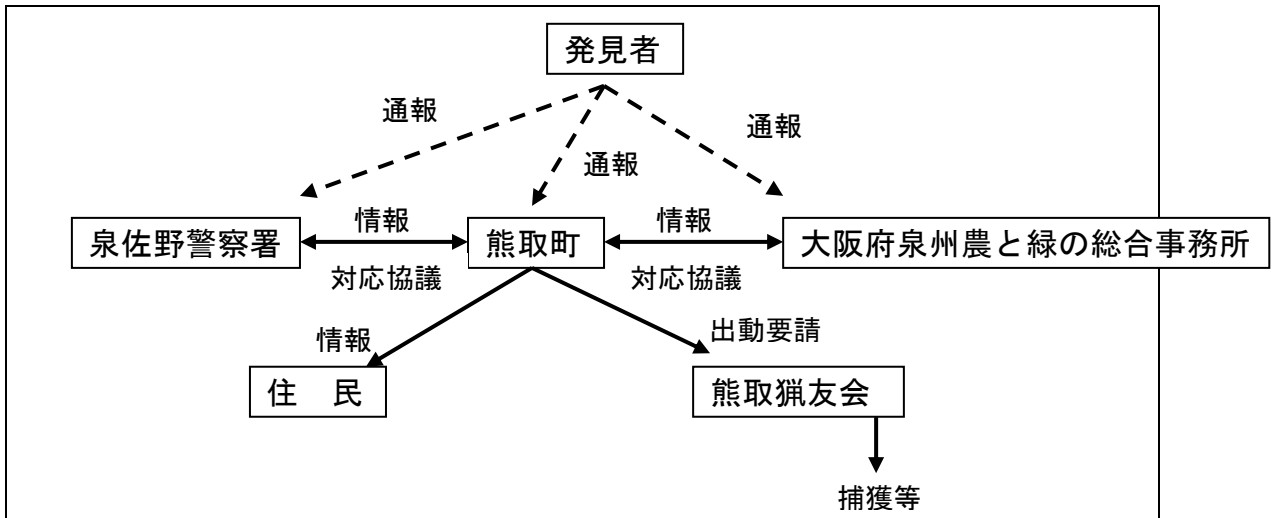
年度	対象鳥獣	取組内容
令和元～ 3年度	イノシシ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会との連携を強化する。</li> <li>・ 熊取町農作物鳥獣被害防除事業により農家の防護柵等の費用の一部負担を継続する。</li> <li>・ 府等の補助事業を活用する。</li> <li>・ 被害防止対策知識の普及と啓発。</li> <li>・ 新規狩猟免許取得の啓発。</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熊取猟友会	対象鳥獣の捕獲等に関する事
泉佐野警察署	安全確保に関する事
大阪府泉州農と緑の総合事務所	関係機関への情報提供及び対応の協議等に関する事
熊取町	対処全般に関する事

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、焼却処分及び熊取猟友会の協力のもと自家消費等による自己処分。  
 アライグマについては、安楽死措置後焼却処分。

7. 捕獲をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシで利用可能なものについては、食肉、ペットフード及び皮革製品等に利用する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

平成22年度において、重点的な被害地区と行政を中心とした熊取町農作物鳥獣被害防止地区協議会を設立した。

協議会の名称	熊取町農作物鳥獣被害防止地区協議会
構成機関の名称	役割
事業実施主体（高田実行組合長）	有害鳥獣による農地被害状況の把握・被害対策に関する事
大阪泉州農業協同組合熊取営農店舗	有害鳥獣による農地被害状況の把握・被害対策に関する事
大阪府農業共済組合南部支所	有害鳥獣による農地被害状況の確認・対策支援に関する事

熊取猟友会	有害鳥獣の農地被害状況の把握・捕獲に関する事
大阪府泉州農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
熊取町	有害鳥獣による農地被害状況の把握・被害対策・捕獲に関する事・協議会事務局

平成29年度において、熊取町全域を対象とした熊取町鳥獣被害防止対策協議会を設立した。

協議会の名称	熊取町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
熊取町農業実行組合長会	有害鳥獣による農地被害状況の把握・被害対策に関する事
熊取町農業委員会	有害鳥獣による農地被害状況の把握・被害対策に関する事
大阪府農業共済組合南部支所	有害鳥獣による農地被害状況の確認・対策支援に関する事
熊取猟友会	有害鳥獣の農地被害状況の把握・捕獲に関する事
大阪府泉州農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
熊取町	有害鳥獣による農地被害状況の把握・被害対策・捕獲に関する事・協議会事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊取町農業委員会	有害鳥獣による農地被害状況に関する事
熊取町土地改良区	有害鳥獣による農地被害状況に関する事
熊取町大池土地改良区	有害鳥獣による農地被害状況に関する事
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
熊取猟友会	有害鳥獣による農地被害状況及び被害防止施策に関する事

熊取町農業実行組合	有害鳥獣による農地被害状況及び被害防止施策に関する事
-----------	----------------------------

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については、今後必要に応じて設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

熊取猟友会を中心に、関係機関と連携し、被害を防止する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害の軽減のためには、防護・捕獲・環境整備が重要である。  
 防護及び捕獲については、熊取町農作物鳥獣被害防除事業による防護柵、捕獲檻の設置等を推進する。  
 また、熊取猟友会協力のもと、適正な捕獲に努めるとともに、狩猟免許取得者の増加を目指す。  
 農地・山林所有者に草刈等を推進し、獣害を一人ひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進する。